

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画  
平成29年度事業 点検・評価調書

3-22

3-22

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理		取組項目	景観阻害要因についての関係者協議
	節			
事業(施策)名	2.2 景観阻害要因の調査		事業主体	佐渡市建設課
	事業実施期間	H28～H34	関連団体	県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市世界遺産推進課、佐渡市地域振興課、佐渡市環境対策課
事業概要	【事業目的】 景観阻害要因への対応により、まちなみ・景観の維持・改善を図る。			
	【事業内容】 鉄塔や電柱、放置空き家等、景観阻害要因を抽出し、改善に向けて関係者と協議のうえ、具体的対策を検討・実施する。			
⑳ 事業計画と実績	【29年度計画】 平成29年7月に策定した「佐渡市空家等対策計画」に基づいて、管理不全空家等の改善に取り組む。 金銀山特別区域等については、優先度を高めて、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等への認定に向けた立入調査を実施、安全対策を講じるよう助言又は指導を進める。 併せて、空家等対策協議会の意見を参考に、啓蒙と相談体制について具体案の検討を行い、安全対策に向けた所有者等との協議を積極的に進める。			
	【29年度実績】 佐渡市空家等対策計画を策定(平成29年7月)して、市の基本方針を示した。 特定空家等認定数 46件(平成29年12月末現在) うち40件に対し、法第14条に基づく助言又は指導を実施、1件に勧告を行った。 このうち11件の所有者等から今後の対応策等について相談を受けた。 特定空家等認定に係る判定のための立入調査の実施 H29.6月～12月 84件			
課題・今後の取組	【課題】 管理不全な空家等の所有者確知のため調査しているが、相続登記がされていないことで、所有関係者が複数になり、関係者間での安全対策措置に係る協議が進まないことが課題である。 空家等所有者が法人の場合、破産手続等により責任の所在が明確でないため、安全対策措置に係る協議が進まないことが課題である。			
	【今後の取組】 平成29年8月に公表した佐渡市空家等対策計画に基づき、空家等対策協議会からの意見を参考にして、具体的な空家の発生抑制につながる啓蒙の実施と、管理不全な空家とならないために宅建業者や建築士会等との連携、協議を行う。 法に基づく特定空家等に認定した空家等について、対応すべき措置の指導、助言しているが、空家等対策協議会からの意見を聞きながら、今後の措置方針の具体化を進める。 空家等所有者が法人で、責任の所在が明確でないケースについては、空家等対策協議会での専門家の意見を聞きながら、安全対策措置の協議に努める。			
事業評価	【事業の達成度】 ( a (b) · c )			
	【事業実施の効果】 ( a (b) · c )			
	【総合評価】 ( A (B) · C )			

a: 進んでいる。高い。  
b: 概ね順調。概ね適切。  
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。  
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。  
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。